

証券コード 2694
2022年6月8日

株主各位

名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
株式会社焼肉坂井ホールディングス
代表取締役社長 阿久津貴史

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後7時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症に関する株主の皆様へのお知らせを次ページに記載しておりますので、是非ご覧いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時（開場 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 名古屋市東区大幸南一丁目1番10号
名古屋市東文化小劇場 4階ホール
（昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、
計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

株主総会にご出席の株主様への「お土産」は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。なお、法令及び定款第16条に基づき記載していない連結注記表並びに個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ys-holdings.co.jp>)に掲載しております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ys-holdings.co.jp>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する株主の皆様へのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑みまして、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日の会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙により、事前に議決権行使可能です。可能な限り郵送による議決権行使を推奨申し上げます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調を考慮いただき、マスク着用など可能な範囲で周囲へのご配慮をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の議事は、時間を短縮して実施する予定です。会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますよう併せてお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響に加え、世界情勢の緊迫とこれに端を発した原油をはじめとする資源価格、原材料価格の高騰等が、経済活動に大きな影響を及ぼしました。国内の経済活動に緩やかな回復の兆しは見られるものの、感染力の強い新たな変異株による感染再拡大の懸念から、依然として先行きの極めて不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての政府・地方自治体による営業や酒類提供の制限及び少人数での食事要請等が年度内を通じて大きく影響し、特に繁忙期の大人数での宴会需要及び深夜の2次会利用が大きく減少しました。また、今年に入ってから感染患者数の爆発的な増大により1月に発出されたまん延防止等重点措置が、すべての都道府県において解除される3月21日まで延長されたことは、大きな外食需要の減少につながりました。加えて、資源価格・原材料価格の高騰はそのまま利益率の悪化につながる可能性が高く、各業態で価格政策の変更等非常に厳しい対応を迫られることとなりました。

このような状況の中当社グループでは、引き続き感染拡大防止に最大限協力する観点から、全営業店舗において政府・地方自治体からの要請により営業時間及び酒類提供時間の短縮や臨時休業を実施し、お客様・従業員の感染予防を最優先として店舗の営業を行うことは当然として、激変する経営環境に対応すべく、テイクアウト等新たな需要の獲得、大幅なメニューミックス・価格の見直し、食材調達先の多様化など様々な施策を実行してまいりました。

特に主力である焼肉事業におきましては、変化する消費者ニーズに対応する試みとして店舗のDX化を積極的に推し進めました。昨年11月「肉匠坂井 枚方店」にて商品提供に「特急レーン」を導入し、また、肉匠坂井既存店では「配膳ロボット」を全国4店舗にて試験導入しており、どちらもお客様に大変ご好評をいただいております。どちらも接触機会の低減による感染拡大防止のみならず、エンターテインメント性による顧客満足の向上、人手不足対策にもなり得るものであり、今後、他の「肉匠坂井」の各店舗においても随時導入を計画しております。

また、その他の事業として、日常食・ファーストフード事業は和風スパゲッティの「壁の穴」を中心に比較的業績回復も早く、今後焼肉事業に次ぐ第2の柱とすべく注力してまいります。特に石焼ビビンバ専門店「アンニョン」の業績が順調に推移しており、昨年10月に「サンリブシティ小倉店」を、今年2月に「イオンモール大牟田店」を、3月に「イオンモール猪名川店」をそれぞれ開店しております。本事業は4月以降においても既に複数の開店を計画しており、検証・改善を続けると同時に、積極的に店舗展開を加速してまいります。またデリバリー事業である宅配ピザの「テン・フォー」につきましても、継続して安定した業績を確保しており今後も着実に展開を行ってまいります。

今後も当社グループといたしましては、郊外型焼肉事業を中心に、日常食・ファーストフード・デリバリーなど他業態を運営する強みを活かしつつ、感染防止対策を最優先に、より安心・安全な商品提供を心掛け、お客様にご満足いただける店舗づくりに努め、安定的な発展と業績回復に取り組んでいく所存です。

当連結会計年度における当社グループの直営店舗数は、契約期間満了、不採算店の整理に伴い11店舗を閉店した一方で、7店舗の新規出店を実施し、377店舗となりました。なお、FC198店舗を加えた総店舗数は計575店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高183億1百万円（前年同期比7.3%減）、営業損失19億45百万円（前年同期は営業損失18億68百万円）、経常利益につきましても、新型コロナウイルス感染症に係る助成金収入28億65百万円の計上等により9億99百万円（前年同期は経常損失12億92百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、減損損失2億62百万円及び法人税、住民税及び事業税2億52百万円の計上等により4億60百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失20億15百万円）となりました。

なお、当社グループは「外食事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は4億3百万円で、その主たるものは新規出店、業態転換及び既存店改装費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
- イ. 他の会社の株式の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の新株予約権の取得の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第60期 (2019年3月期)	第61期 (2020年3月期)	第62期 (2021年3月期)	第63期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高 (千円)	24,798,471	27,981,345	19,733,351	18,301,626
経常利益又は経常損失(△) (千円)	265,807	283,340	△1,292,896	999,453
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△704,057	△1,500,510	△2,015,071	460,854
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△3.68	△7.83	△8.74	1.96
総 資 産 (千円)	22,425,426	19,851,246	17,630,250	16,273,879
純 資 産 (千円)	8,733,013	7,160,657	6,768,303	7,216,854
1株当たり純資産額 (円)	45.40	37.11	28.64	30.56

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ジー・コミュニケーション(以下「ジー・コミュニケーション」といいます。)で、同社は当社の株式118,560千株(議決権比率50.51%)を保有いたしております。

また、株式会社クックイノベーション(以下「クックイノベーション」といいます。)は、ジー・コミュニケーションの議決権割合100%の株式を保有しており、同社の親会社であることから、クックイノベーションは当社の親会社(当社株式の間接保有)に該当いたします。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
- ・食材仕入、運賃、店舗施工代にかかる価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
 - ・事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。
 - ・財務アドバイザー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。
 - ・資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - ・新株予約権付社債の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
- 当社は、親会社等との取引に関して、上記の事項を勘案して取引条件等を決定しており、当社取締役会等が当社の社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っているため、意思決定手続の正当性については問題はなく、当社の利益を害するものではないと判断しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
- 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社敦煌	5百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社テンフォー	10百万円	100%	ピザ製造、宅配、店頭販売事業
株式会社タケモトフーズ	10百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社壁の穴	10百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社丸七	0.5百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社DBT	1百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社ふらんす亭	9.5百万円	45%	飲食店舗運営事業
株式会社ジー・アクアパートナーズ	27.2百万円	94.7%	飲食店舗運営事業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
- 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症対策の進展や有効なワクチン接種が進んでいるものの、収束時期は依然として不透明であり、また、ウクライナ情勢の行方や円安の影響などによる原材料の高騰やエネルギーコストの上昇もあり、今後も極めて厳しい状況が続くものと予想されます。このような環境の中、特に以下の課題に取り組んでいくことで、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

- ① 人材の確保や人材育成の強化を継続してまいります。特に、焼肉業態、寿司業態や、海鮮居酒屋業態における専門性の高い調理能力を有した人材の育成に注力をしていくとともに、店舗運営管理者の育成や次世代の経営者層育成の取り組みを継続してまいります。また、ES（従業員満足度）にも着目し、研修等により経営理念の浸透を図り、併せて有給休暇取得の推進や、労働時間の見直しなどの各種施策を継続するとともに、店舗においては配膳ロボットやタッチパネル端末によるオーダーシステムを積極的に導入し、就労環境の改善を着実に進めることによって、優秀な人材の定着率の向上を図ってまいります。
- ② 新規出店への取り組みといたしまして、主力業態と位置付ける焼肉業態において、出店候補地の厳選を進め、国産牛焼肉食べ放題「肉匠坂井」の出店を直営店・フランチャイズ店ともに引き続き積極的に進めてまいります。また、新たな収益基盤の拡大として、堅調に推移している石焼ビビンバ専門店「アンニョン」を始めとする日常食・ファーストフード業態についても、今後焼肉業態に次ぐ第2の柱とすべく注力し、積極的に店舗展開をいたします。主力業態への集中的な投資により、収益力の拡大、強化を図ってまいります。
- ③ 「QSC」（味、サービス、清潔・安全）の向上のため、それぞれの内容に合わせたマニュアル整備、研修を強化してだけでなく、常に顧客ニーズを的確に把握し、グランドメニューの定期的な変更や、季節に応じたフェアメニューのご提案を強化し、既存商品のブラッシュアップを進めてまいります。また、配膳ロボットの導入や、タッチパネル端末によるオーダーシステムの導入拡充、キャッシュレス化への取り組みなどを積極的に進めることで、生産性を高めるとともに、接触機会の低減による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図り、お客様に安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでまいります。
- ④ 原材料の調達におきましては、複数社からの購買、複数産地からの購買を積極的に行っております。また、価格高騰や供給不安等がある場合は、原産地の変更や商品変更、調達先変更を実施することにより、価格高騰、供給不安への対応を随時行っております。

- ⑤ 新規事業への取り組みとして、お客様の多様化するニーズや、テレワークの普及・巣ごもり需要などのアフターコロナにおける新たなライフスタイルに対応すべく、当社グループの既存事業の収益を維持しながらも、将来の新たな柱となる新規事業の開発にも積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 飲食店の経営及びフランチャイズチェーン店の加盟募集
- ② 食肉製品、冷凍食品等の加工
- ③ 関連商品の販売

(6) 主要な営業所及び店舗 (2022年3月31日現在)

本店 (名古屋本社)	名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
東京支社	東京都中央区築地二丁目10番6号
仙台オフィス	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
山口オフィス	山口県山陽小野田市大字西高泊字烏帽子岩沖676番地9の1

直営店舗

(北海道内)	44店	(東京都内)	37店	(大阪府内)	27店
(青森県内)	13店	(神奈川県内)	24店	(兵庫県内)	9店
(岩手県内)	5店	(新潟県内)	10店	(岡山県内)	10店
(宮城県内)	34店	(長野県内)	2店	(広島県内)	13店
(秋田県内)	5店	(石川県内)	5店	(山口県内)	30店
(山形県内)	4店	(福井県内)	1店	(香川県内)	7店
(福島県内)	2店	(富山県内)	9店	(愛媛県内)	2店
(茨城県内)	1店	(岐阜県内)	3店	(福岡県内)	11店
(栃木県内)	1店	(静岡県内)	15店	(熊本県内)	5店
(埼玉県内)	12店	(愛知県内)	14店	(大分県内)	1店
(群馬県内)	1店	(三重県内)	4店	(宮崎県内)	1店
(千葉県内)	5店	(京都府内)	5店	(鹿児島県内)	5店

計377店

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
693(1,826)名	△42(230)名	41.1歳	6.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に、1日8時間換算による年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社関西みらい銀行	1,117,900千円
株式会社みずほ銀行	971,952千円
株式会社滋賀銀行	535,692千円

(注) 上記の借入額は、社債を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2021年7月1日に、商号を株式会社焼肉坂井ホールディングスに変更しました。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 673,477,576株
- (2) 発行済株式の総数 239,866,162株 (自己株式5,047,551株を含む)
- (3) 株主数 30,333名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ジー・コミュニケーション	118,560千株	50.49%
沼田昭二	22,618千株	9.63%
株式会社神戸物産	18,198千株	7.75%
焼肉坂井ホールディングス取引先持株会	2,934千株	1.25%
アリアケジャパン株式会社	2,224千株	0.95%
J P モルガン証券株式会社	865千株	0.37%
株式会社 J・A・R・T	804千株	0.34%
江川春延	600千株	0.26%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	600千株	0.26%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	438千株	0.19%

(注) 持株比率は自己株式 (自己株式5,047,551株) を控除して計算しております。

- (5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2014年6月25日開催の株主総会決議及び2015年6月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（第4回新株予約権）

新株予約権の数	66個
当社役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く） ・新株予約権の数： 58個 ・目的となる株式の数： 5,800株 ・保有者数： 3人 社外取締役 — 監査役 ・新株予約権の数： 8個 ・目的となる株式の数： 800株 ・保有者数： 1人
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式 6,600株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の発行金額	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しないものとする。
新株予約権の行使価額	新株予約権1個あたり100円 （1株につき1円）
新株予約権の行使期間	2020年6月22日から 2022年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。 イ．行使期間の開始日から1年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

<p>新株予約権の行使条件</p>	<p>ロ．行使期間の開始日から1年を経過した日から1年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全て ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。</p>
<p>当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p>	<p>①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
<p>組織再編行為の際の新株予約権の取扱い</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的である株式の種類と数」に準じて決定する。</p>

<p>組織再編行為の際の新株予約権の取扱い</p>	<p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使価額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。なお、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」は、下記のとおりである。</p> <p>イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記「当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
---------------------------	--

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

イ. 2013年5月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社債の総額	70,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2013年8月1日
償還の方法及び期日 (注) 1	①償還金額 額面100円につき金100円 ②償還の方法及び期限 2023年3月18日 (以下「償還期限」という。) (但し、償還期限が日本における銀行営業日 (以下「営業日」という。) ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。) にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法 (注) 2	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	7個
新株予約権の目的である株式の種類と数	①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ②本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の方法及び期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 ②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額 (以下「転換価額」という。) は、43.5円とする。

新株予約権の行使期間（注）1	2013年8月1日から 2023年3月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

- (注) 1. 償還期限及び行使期間については、2022年3月18日から2023年3月18日までに延長されています。
2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。

ロ. 2013年5月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社債の総額	300,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2013年8月1日
償還の方法及び期日（注）1	①償還金額 額面100円につき金100円 ②償還の方法及び期限 2023年3月18日（以下「償還期限」という。） （但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法（注）2	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。

[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ②本新株予約権の行使の請求（以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	——
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の方法及び期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 ②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、43.5円とする。
新株予約権の行使期間（注）1	2014年3月18日から 2023年3月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

- (注) 1. 償還期限及び行使期間については、2022年3月18日から2023年3月18日までに延長されています。
2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉 本 英 雄	株式会社クックイノベンチャー代表取締役 株式会社ふらんす亭取締役 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Director GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director
代表取締役社長	阿久津 貴 史	第三営業本部長 株式会社クックイノベンチャー取締役 株式会社敦煌取締役 株式会社タケモトフーズ取締役 株式会社壁の穴代表取締役 株式会社丸七代表取締役 株式会社ジー・アクアパートナーズ取締役
取 締 役	稲 吉 史 泰	第二営業本部長 株式会社クックイノベンチャー取締役 株式会社祇園歩兵代表取締役 株式会社テンフォー取締役
取 締 役	山 下 淳	管理本部長兼戦略支援本部長 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
取 締 役	畑 中 裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社エスプール社外監査役
取 締 役	星 谷 哲 男	日本冶金工業株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	間 宮 友 久	
監 査 役	佐 藤 加 代 子	
監 査 役	小 林 明 夫	株式会社極楽湯ホールディングス社外監査役 日本アセットマーケティング株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役畑中裕氏及び星谷哲男氏は社外取締役であります。
 2. 監査役佐藤加代子氏及び小林明夫氏は社外監査役であります。
 3. 監査役小林明夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役畑中裕氏、星谷哲男氏及び監査役小林明夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2021年6月29日開催の第62回定時株主総会において、星谷哲男氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 6. 2021年6月29日開催の第62回定時株主総会において、小林明夫氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 7. 黒川孝雄氏は、2021年6月29日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して生ずる損害（防衛費用、損害賠償金及び和解金）を、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社に属する役員、管理職従業員、並びに役員と共同被告になったか、他の従業員等から不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定め、2021年6月29日開催の取締役会において決定方針を一部改定しております。

その概要といたしまして、当社の取締役の報酬体系は、定額の基本報酬の他、会社業績の向上及び中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした業績連動報酬である賞与、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした譲渡制限付株式報酬により構成されることとし、取締役の個人別の報酬の決定に際しては、各取締役の職責の範囲及び業績評価を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、社外取締役の報酬については、その役割を考慮し基本報酬のみとしております。このうち、基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役職及び業績評価等を基に決定するものとしております。また、賞与は、該当する事業成果及び財務指標の達成度合等を基に、各取締役の職責の範囲及び業績への貢献度、競合他社の水準、従業員賞与の水準等を総合的に考慮して決定し、毎年一定の時期に支給するものとしており、譲渡制限付株式報酬は、割当日より20年間から30年間までの間で取締役会が定める期間の譲渡制限期間を設け、制度の目的、各取締役の職責の範囲及び業績への貢献度並びに当社の業績や経済状況を総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬の割合がおよそ81：8：11となるように支給するものとしておりますが、この割合は当社の業績等により変動する場合があります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額20百万円と決議いただいております（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、上記報酬限度額とは別枠として、社外取締役以外の取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内とすることを、2018年6月27日開催の第59回定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額3百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって定めております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲において、代表取締役会長杉本英雄及び代表取締役社長阿久津貴史がその具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の配分額としております。なお、賞与については、当社の事業成果等を踏まえ取締役会決議により支給総額を決定した上で委任しており、譲渡制限付株式報酬については、取締役会が個人別の割当数を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役職や職責の範囲、業績等の評価を行うのは代表取締役が適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役2名及び社外取締役2名から構成され、かつ、社外取締役が委員長を務める報酬委員会と協議することを条件として、委任を決議しており、当該協議を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	72,902 (7,125)	66,825 (7,125)	3,800 (—)	2,277 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,466 (8,346)	14,466 (8,346)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額（又は数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、第1四半期及び第2四半期連結累計期間における業績（売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益）であり、中期経営計画の進捗、競合他社の水準、従業員賞与の水準等も総合的に考慮して決定しております。また、当該指標を選定した理由は、数値目標として開示し、株主の皆様と共有している経営指標であるためであります。なお、指標とした第1四半期連結累計期間における業績は、売上高39億45百万円、営業損失7億8百万円、経常損失2億24百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失2億93百万円であり、第2四半期連結累計期間における業績は、売上高78億41百万円、営業損失14億76百万円、経常損失3億74百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失4億96百万円であります。
2. 非金銭報酬等として、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、以下のとおりです。

- ① 株式の種類及び数 当社普通株式 132,000株
- ② 交付対象者数 取締役（社外取締役を除く。） 4名
- ③ 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と譲渡制限付株式報酬の交付対象である取締役（以下「対象取締役」といいます。）は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しておりますが、その概要は以下のとおりです。

・譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点をもって、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）のうち当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間の満了時点まで継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合には、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとします。

加えて、当社取締役会が正当と認める理由により、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2020年7月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

・当社による無償取得

本割当株式について譲渡制限が解除されないことが決定した時点で、当社は当該本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとしたします。

・組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間満了より前に到来するときに限るものとし、以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部又は一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとしたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとしたします。

- ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役畑中裕氏は、エムアンドシーコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役畑中裕氏は、株式会社エスプールの社外監査役を兼務しております。同社と当社との間には、人材採用の受付代行に関する業務委託契約等の取引関係があります。
 - 取締役星谷哲男氏は、日本冶金工業株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。
 - 監査役小林明夫氏は、株式会社極楽湯ホールディングスの社外監査役及び日本アセットマーケティング株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。株式会社極楽湯ホールディングス及び日本アセットマーケティング株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（29回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 畑 中 裕	29回	100%	—	—
取締役 星 谷 哲 男	21回	100%	—	—
監査役 佐 藤 加代子	29回	100%	12回	100%
監査役 小 林 明 夫	20回	95%	10回	100%

(注) 社外取締役星谷哲男氏及び社外監査役小林明夫氏につきましては、2021年6月29日の就任後の状況を記載しております。

- 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見を活かすとともに、当社の論理に捉われない客観的視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

取締役星谷哲男氏は、2021年6月29日の就任後、金融業界での長年の経験と専門的な知見を活かすとともに、当社の論理に捉われない客観的視点から、

取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役佐藤加代子氏は、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

監査役小林明夫氏は、2021年6月29日の就任後、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。同様に、2021年6月29日の就任後に開催された監査役会において、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

・ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役畑中裕氏は、特に経営企画及びマーケティング等に関する幅広い知識と、経営コンサルタントとして様々な企業をサポートしてきた豊富な経験を活かした取締役会等での発言を通じて、業務執行体制及び経営課題への取組み等に関する監督及び助言等、適切な役割を果たしております。

取締役星谷哲男氏は、金融業界での長年の経験による豊富な知見に基づく取締役会等での発言を通じて、業務執行体制及び経営課題への取組み等に関する監督及び助言等、適切な役割を果たしております。

二. 親会社又はその子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

① 名称 なぎさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査人の監査計画における監査時間及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ⑤ 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、グループ経営理念「共存共栄」の理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意思を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
 - ・当社の取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「コンプライアンス規程」を定めております。
 - ・コンプライアンス統括部署を総務部とし、コンプライアンスを実現するための組織及び研修体制を整備し、同部が中心となって役職員教育を行っております。監査役及び内部監査部は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取り締役に報告しております。取締役会は、定期的コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

- ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置しております。報告・通報を受けた総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。
 - ・上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間としております。
 - ・取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者の閲覧権限については、文書管理規程により定めております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。
 - ・取締役、監査役及び各部門長が出席する経営会議を毎月1回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理しております。
 - ・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行っております。
 - ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の検討を行っております。
- ④ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命することとしております。
 - ・監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- ⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役又は使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとしております。

- ・取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしております。また、取締役は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部との情報交換や当社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会の他、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障しております。

⑥ リスク管理体制の整備

当社及び当社グループ全社のリスク管理体制は以下のとおりであります。

- ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、それぞれの担当部署にて、細則・マニュアルの作成・配布等を行い、役員・社員に対して、定期的に研修を実施しております。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社の対応を管理本部にて行っております。その他新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めることとしております。
- ・内部監査部は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会・経営会議に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- ・大規模な事故・災害等当社及び当社グループ全社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、管理本部長を委員長とし、管理本部長が任命する人員を構成員とする緊急対策委員会を設置し、危機管理体制を構築することとしております。
- ・リスク管理・事故等の当社及び当社グループ全社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令又は取引所適時開示規則に則った開示を適切に行うこととしております。
- ・反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況
当社及び当社グループ会社は、反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会勢力でないことを確認しております。

⑦ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- ・当社子会社の取締役は、当社の取締役を兼務しており、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築並びにリスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うとともに、当社の取締役会、経営会議において、子会社の重要な職務執行についての報告を行い、業務の適正及び効率を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、行動規範の策定等により、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスに関する基本的な考え方等について周知を図り、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社グループは内部通報制度運用規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、取締役及び監査役並びに各部門長を含む経営会議を毎月開催し、各部門及び各子会社の業務執行に係る方針、計画の審議、経営状況の報告等を受けるとともに、改善策の検討を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理に係る重要な問題に当たっては、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、審議しております。

④ 監査役職務執行

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人及び内部監査部との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報、相談できる体制を整えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき50銭とさせていただきます。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社及び当社グループの成長発展のためにより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,729,572	流 動 負 債	4,722,948
現金及び預金	3,134,813	買掛金	748,986
売掛金	447,910	短期借入金	300,000
商品及び製品	141,620	1年内返済予定の長期借入金	993,602
仕掛品	3,011	1年内償還予定の社債	532,000
原材料及び貯蔵品	433,708	1年内償還予定の新株予約権付社債	370,000
その他	578,041	リース債務	15,522
貸倒引当金	△9,532	未払法人税等	196,047
固 定 資 産	11,544,306	未払消費税等	228,643
有 形 固 定 資 産	7,531,007	賞与引当金	39,895
建物及び構築物	3,175,280	店舗閉鎖損失引当金	5,372
土地	3,944,875	資産除去債務	31,808
その他	410,851	その他	1,261,070
無 形 固 定 資 産	862,994	固 定 負 債	4,334,075
のれん	726,433	社債	180,000
その他	136,561	長期借入金	2,716,209
投 資 そ の 他 の 資 産	3,150,303	リース債務	49,886
投資有価証券	75,907	繰延税金負債	11,764
長期貸付金	147,626	退職給付に係る負債	43,774
繰延税金資産	625,877	資産除去債務	842,144
敷金及び保証金	2,360,227	その他	490,296
その他	368,127	負 債 合 計	9,057,024
貸倒引当金	△427,463	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	7,176,991
		資本金	100,000
		資本剰余金	6,812,561
		利益剰余金	984,783
		自己株式	△720,354
		その他の包括利益累計額	20
		その他有価証券評価差額金	20
		新株予約権	39,843
		純 資 産 合 計	7,216,854
資 産 合 計	16,273,879	負 債 純 資 産 合 計	16,273,879

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,301,626
売上原価	5,937,102
売上総利益	12,364,523
販売費及び一般管理費	14,309,952
営業外損失	1,945,428
営業外収益	3,002,131
受取利息及び配当金	7,353
業務受託料	54,857
助成金収入	2,865,288
その他	74,632
営業外費用	57,249
支払利息	33,938
支払手数料	12,668
貸倒引当金繰入	△34
その他	10,676
経常利益	999,453
特別利益	18
固定資産売却益	18
特別損失	279,985
固定資産売却損	2,555
固定資産除却損	1,277
店舗閉鎖損失	7,839
店舗閉鎖損失引当金繰入	5,372
減損損失	262,939
税金等調整前当期純利益	719,485
法人税、住民税及び事業税	252,594
法人税等調整額	6,036
法人税等合計	258,631
当期純利益	460,854
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	460,854

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	8,876,313	△1,524,940	△728,663	6,722,709
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△12,513		△12,513
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	100,000	8,876,313	△1,537,453	△728,663	6,710,196
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			460,854		460,854
自 己 株 式 の 取 得				△22	△22
自 己 株 式 の 処 分		△2,369		8,331	5,962
欠 損 填 補		△2,061,382	2,061,382		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,063,752	2,522,237	8,309	466,794
当 期 末 残 高	100,000	6,812,561	984,783	△720,354	7,176,991

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△153	△153	45,747	6,768,303
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				△12,513
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△153	△153	45,747	6,755,790
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				460,854
自 己 株 式 の 取 得				△22
自 己 株 式 の 処 分				5,962
欠 損 填 補				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	174	174	△5,904	△5,730
当 期 変 動 額 合 計	174	174	△5,904	461,064
当 期 末 残 高	20	20	39,843	7,216,854

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,618,066	流 動 負 債	3,802,906
現金及び預金	1,610,704	買掛金	519,360
売掛金	338,545	短期借入金	300,000
未収入金	362,900	1年内返済予定の長期借入金	859,947
売上預け金	69,084	1年内償還予定の社債	532,000
商品及び製品	136,092	1年内償還予定の新株予約権付社債	370,000
仕掛品	3,011	リース債務	11,234
原材料及び貯蔵品	349,216	未払金	252,602
短期貸付金	16,818	未払費用	425,035
関係会社短期貸付金	479,515	未払法人税等	110,511
前払費用	177,361	未払消費税等	208,483
未収還付法人税等	56,767	前受り金	127,096
その他	22,441	預り金	21,492
貸倒引当金	△4,391	賞与引当金	33,283
固定資産	10,496,265	店舗閉鎖損失引当金	5,265
有形固定資産	7,067,932	資産除去債務	15,998
建物	2,626,999	その他	10,597
構築物	228,499	固定負債	3,468,548
機械及び装置	43,802	社債	180,000
車両運搬具	0	長期借入金	1,881,244
工具、器具及び備品	265,407	リース債務	42,273
リース資産	45,812	預り敷金及び保証金	408,424
土地	3,857,409	退職給付引当金	26,037
無形固定資産	127,428	関係会社損失引当金	353,579
借地権	64,641	資産除去債務	573,608
ソフトウェア	6,071	その他	3,380
その他の他	56,714	負債合計	7,271,455
投資その他の資産	3,300,904	純資産の部	
投資有価証券	24,972	株 主 資 本	6,803,033
関係会社株式	600,996	資本金	100,000
出資金	430	資本剰余金	6,836,742
長期貸付金	141,632	資本準備金	100,000
関係会社長期貸付金	202,536	その他資本剰余金	6,736,742
破産更生債権等	295,061	利益剰余金	586,645
長期前払費用	20,281	利益準備金	78,085
繰延税金資産	600,719	その他利益剰余金	508,560
敷金及び保証金	1,798,783	繰越利益剰余金	508,560
その他の他	34,020	自己株式	△720,354
貸倒引当金	△418,528	新株予約権	39,843
資産合計	14,114,332	純資産合計	6,842,876
		負債及び純資産合計	14,114,332

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,212,143
売 上 原 価	4,407,673
売 上 総 利 益	8,804,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,125,430
営 業 損 失	1,320,960
営 業 外 収 益	2,187,447
受 取 利 息 及 び 配 当 金	297,873
業 務 受 託 料	71,657
助 成 金 収 入	1,751,573
そ の 他	66,343
営 業 外 費 用	46,784
支 払 利 息	23,826
社 債 利 息	2,175
支 払 手 数 料	12,668
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△34
そ の 他	8,148
経 常 利 益	819,702
特 別 利 益	3
固 定 資 産 売 却 益	3
特 別 損 失	105,025
固 定 資 産 売 却 損	2,555
固 定 資 産 除 却 損	1,210
店 舗 閉 鎖 損 失	5,909
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	5,265
関 係 会 社 損 失 引 当 金 繰 入 額	△120,008
減 損 損 失	210,092
税 引 前 当 期 純 利 益	714,680
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	111,435
法 人 税 等 調 整 額	4,086
法 人 税 等 合 計	115,522
当 期 純 利 益	599,158

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	100,000	100,000	8,800,494	8,900,494	78,085
会計方針の変更による累積的影響額				-	
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	100,000	8,800,494	8,900,494	78,085
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△2,369	△2,369	
欠 損 填 補			△2,061,382	△2,061,382	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	△2,063,752	△2,063,752	-
当 期 末 残 高	100,000	100,000	6,736,742	6,836,742	78,085

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	△2,139,467	△2,061,382	△728,663	6,210,448	45,747	6,256,196
会計方針の変更による累積的影響額	△12,513	△12,513		△12,513		△12,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,151,981	△2,073,896	△728,663	6,197,935	45,747	6,243,683
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益	599,158	599,158		599,158		599,158
自己株式の取得			△22	△22		△22
自己株式の処分			8,331	5,962		5,962
欠 損 填 補	2,061,382	2,061,382		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					△5,904	△5,904
事業年度中の変動額合計	2,660,541	2,660,541	8,309	605,098	△5,904	599,193
当 期 末 残 高	508,560	586,645	△720,354	6,803,033	39,843	6,842,876

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社焼肉坂井ホールディングス
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫

業務執行社員
代表社員 公認会計士 西井 博生

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社焼肉坂井ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社焼肉坂井ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5月 30日

株式会社焼肉坂井ホールディングス
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	山根 武夫
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	西井 博生
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社焼肉坂井ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協

議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社焼肉坂井ホールディングス 監査役会

常勤監査役 間 宮 友 久 ㊞

社外監査役 佐 藤 加代子 ㊞

社外監査役 小 林 明 夫 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	すぎもと ひでお 杉本 英雄 (1962年4月19日生)	1985年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社インタープライズ・コンサルティング）入社 1989年4月 株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社 1995年8月 同社取締役 1996年8月 同社常務取締役 2004年6月 同社取締役常務執行役 2004年7月 株式会社ジー・コミュニケーション取締役社長 2006年6月 同社代表取締役社長 2007年5月 株式会社焼肉屋さかい（現 当社）顧問 2007年6月 同社代表取締役会長 2008年2月 株式会社ジー・エデュケーション（現自分未来きょういく株式会社）代表取締役社長 2008年4月 株式会社ジー・フード（現 セントラルホールディングス株式会社）代表取締役社長 2009年6月 株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役社長 2009年6月 株式会社焼肉屋さかい（現 当社）取締役 2011年3月 株式会社ジー・コミュニケーション取締役 2011年3月 株式会社さかい（現 当社）代表取締役社長 2012年4月 株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役社長 2012年6月 当社取締役 2013年2月 株式会社クックイノベンチャー代表取締役（現任） 2013年4月 株式会社さかい（現 当社）取締役 2013年8月 当社代表取締役社長 2014年12月 GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director（現任） 2015年8月 SINGAPORE G. FOOD PTE. LTD.（現 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD.）Director（現任） 2018年4月 当社代表取締役会長（現任） 2019年5月 株式会社ふらんす亭取締役（現任）	203,341株
(取締役候補者とした理由) 杉本英雄氏は、当社グループにおいて長年経営を担っており、グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。持続的な発展・企業価値向上を目指し、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	あ く つ た か ふ み 阿久津 貴 史 (1971年2月13日生)	2003年5月 株式会社暖中カンパニー取締役FC営業部長 2005年9月 株式会社ダイニング企画 (現 当社) 代表取締役社長 2006年1月 株式会社バオ (現 当社) 顧問 2006年1月 同社代表取締役社長 2013年2月 株式会社クックイノベーション取締役 (現任) 2013年6月 当社取締役 2013年8月 株式会社クック・オペレーション (現 当社) 代表取締役 2013年8月 当社取締役副社長 西日本カンパニー統括 2016年3月 SINGAPORE G. FOOD PTE. LTD. (現 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD.) Managing Director 2016年6月 株式会社活性化本舗さぬき (現 株式会 社ジー・アクアパートナーズ) 取締役 2017年8月 株式会社ジー・アクアパートナーズ代表 取締役 2018年4月 当社代表取締役社長 東日本営業本部長 2018年4月 株式会社敦煌取締役 (現任) 2018年7月 株式会社タケモトフーズ取締役 (現任) 2018年10月 株式会社湯佐和 (現 株式会社丸七) 代 表取締役 (現任) 2019年3月 株式会社DBT代表取締役 2019年8月 株式会社壁の穴取締役 2019年7月 株式会社ジー・アクアパートナーズ取締 役 (現任) 2019年9月 株式会社壁の穴代表取締役 (現任) 2020年3月 株式会社大台商事代表取締役 2021年4月 当社代表取締役社長 第三営業本部長 (現任)	210,661株
(取締役候補者とした理由) 阿久津貴史氏は、当社グループにおける様々な業務経験を通じた豊富な経験と実績を有し、2018年4月からは当社の代表取締役社長としての役割を担っております。持続的な発展・企業価値向上を目指し、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	稲吉史泰 (1972年4月27日生)	1996年4月 蒲郡信用金庫入庫 1999年6月 株式会社がんばる学園(現 株式会社ジー・コミュニケーション)入社 1999年12月 株式会社ウェルコム代表取締役 2003年8月 株式会社ジーコム九州代表取締役 2005年6月 株式会社ジー・コミュニケーション社長室長 2005年8月 当社入社 2005年9月 当社代表取締役社長 2012年9月 当社代表取締役社長 平禄事業本部長 2013年2月 株式会社クックイノベーション取締役(現任) 2013年8月 株式会社クック・オペレーション(現当社)代表取締役 2013年8月 当社代表取締役副社長 東日本カンパニー統括 2017年8月 株式会社祇園歩兵代表取締役(現任) 2018年4月 当社取締役 北日本営業本部長 2018年6月 株式会社オーディンフーズ(現 株式会社テンフォー)代表取締役 2018年9月 株式会社社壁の穴取締役 2018年10月 株式会社テンフォー取締役(現任) 2021年4月 当社取締役 第二営業本部長(現任)	121,800株
(取締役候補者とした理由) 稲吉史泰氏は、当社グループにおける様々な業務経験を通じた豊富な経験と実績を有するとともに、長年の業務経験を通じて当社グループの事業に精通しております。これらの経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	山下淳 (1977年11月8日生)	2002年1月 株式会社ジー・コミュニケーション入社 2003年3月 株式会社ジー・エデュケーション(現自分未来きょういく株式会社)転籍 2005年12月 株式会社ジー・コミュニケーション内部監査室長 2006年9月 同社管理本部総務部長 2008年12月 同社総務本部総務部長 2010年6月 株式会社さかい(現 当社)取締役 2011年4月 同社取締役管理本部総務人事部長 2011年6月 同社取締役管理本部長 2013年4月 同社代表取締役社長 2013年8月 当社管理副本部長 2017年11月 当社戦略支援本部長兼管理副本部長 2019年9月 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director(現任) 2020年6月 当社取締役 管理本部長兼戦略支援本部長(現任)	64,071株
(取締役候補者とした理由) 山下淳氏は、当社グループにおいて主として管理部門を指揮し、総務・法務・人事労務分野の豊富な経験と知識を有するとともに、長年の業務経験を通じて当社グループの事業に精通しております。これらの経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	はた なか ひろし 畑 中 裕 (1960年1月17日生)	1984年4月 赤井電機株式会社入社 1987年3月 リビングストンコミュニケーション入社 1989年5月 エムアンドシーコンサルティング設立 1991年4月 エムアンドシーコンサルティング株式会社設立、代表取締役(現任) 2003年9月 株式会社エスプール社外監査役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)	一株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見が豊富であり、当社の経営を監督していただくことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

なお、畑中裕氏には、経営コンサルタントとして様々な企業をサポートしてきた豊富な経験を活かし、当社の業務執行及び経営課題への取組み等に関して引き続き監督・助言等をしていただくことを期待しております。

6	ほし や てつ お 星 谷 哲 男 (1959年8月16日生)	1983年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)に統合・再編 2006年9月 Citibank N.A. 東京支店入行、ダイレクター 2008年3月 Citibank Japan Ltd. ダイレクター大阪支店長 2009年3月 同行公共法人部長兼務 2011年6月 ING Bank N.V 東京支店入行、ダイレクター営業本部長 2013年10月 同行マネージングダイレクター、在日代表、営業本部長兼務 2019年4月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 デビューイ・チーフ・セレモニーオフィサー 2021年4月 同委員会 アドバイザー(セレモニー) 2021年6月 日本冶金工業株式会社社外監査役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	一株
---	---------------------------------------	---	----

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

星谷哲男氏は、金融業界での長年の経験に加え、外国法人の在日代表を務める等、金融の分野をはじめとする豊富な知見と幅広いネットワークを有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に資するところが大きいと判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

なお、星谷哲男氏には、金融業界での長年の経験による専門的な知見を通じて、当社の業務執行及び経営課題への取組み等に関して引き続き監督・助言等をしていただくことを期待しております。

(注) 1. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。

- ① 畑中裕氏及び星谷哲男氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は、畑中裕氏及び星谷哲男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ② 畑中裕氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - ③ 星谷哲男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)等に起因して生ずる損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4. 杉本英雄氏の「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社である株式会社クックイノベーションにおける業務執行者としての地位及び担当、並びに当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションにおいて過去10年間に業務執行者であったときの地位及び担当を含めて記載しております。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。なお、各取締役候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持ち分を含めております。

【ご参考】第2号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第2号議案が承認可決された場合の取締役及び監査役の体制並びに各取締役・各監査役の主要な専門性と経験は下記のとおりです。

地 位	氏 名	主な専門性・経験						
		企業経営	営業 マーケティング	店舗開発 店舗設備	財務会計 ファイナンス	法務 ガバナンス リスク管理	人材開発 人事労務	M&A
代表取締役 会 長	杉 本 英 雄	○			○	○		○
代表取締役 社 長	阿久津貴史	○	○	○			○	
取 締 役	稲 吉 史 泰	○	○		○			○
取 締 役	山 下 淳	○			○	○	○	○
取 締 役 (社外・独立)	畑 中 裕	○		○			○	○
取 締 役 (社外・独立)	星 谷 哲 男	○			○	○		○
常勤監査役	間 宮 友 久		○		○	○		
監 査 役 (社外)	佐藤加代子				○		○	
監 査 役 (社外・独立)	小 林 明 夫			○	○	○		

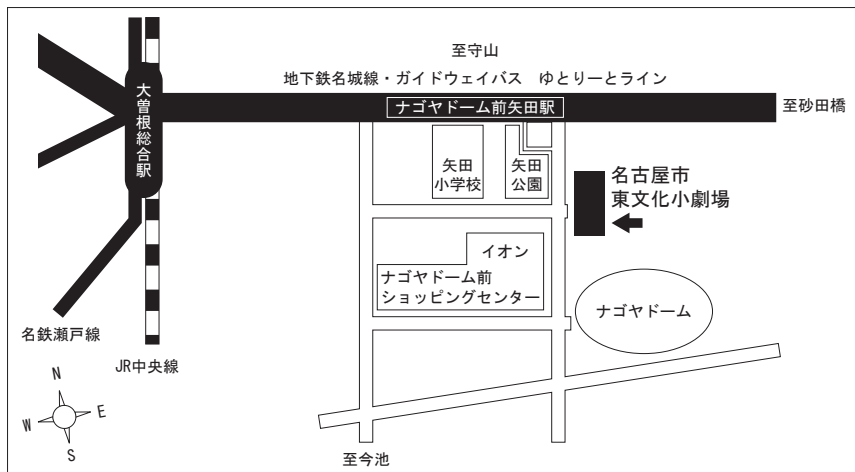
(注) 上記の表は、各取締役・各監査役が有するすべての知見等を表すものではありません。

以 上

株主総会 会場ご案内図

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

会場 名古屋市東区大幸南一丁目1番10号
名古屋市東文化小劇場 4階ホール



- ◆地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田」駅（1番出口）下車徒歩3分
- ◆ガイドウェイバスゆとりーとライン「ナゴヤドーム前矢田」駅下車すぐ